

天羽老人憩の家

内容

高齢者の憩の場として、富津市から委託を受け、天羽老人憩の家を管理・運営しております。
 仲間で体操をしたい・会議をしたい・レクリエーションを楽しみたいが場所がない。そんな時にご利用ください。

対象者

利用される対象者は、原則高齢者が対象となります。

利用料

- ▶ 9時00分から13時00分まで……………1名100円
- ▶ 13時00分から17時00分まで……………1名100円
- ▶ 17時00分から21時00分まで……………1名200円

主な利用施設

- ①大広間(畳張り)……………広さ40畳
- ②訓練室(フローリング)……………広さ約21畳分
- ③会議室(フローリング)……………広さ約16畳分

申請・利用の手続き

- ①当協議会又は天羽老人憩の家(67-2801)にご連絡いただき、使用したい部屋が空いているか確認いただき事前予約してください。
- ②当協議会又は天羽老人憩の家にお越しいただき、申請書にご記入いただきます。申請書を提出いただき、後日利用許可書を発行させていただきます。

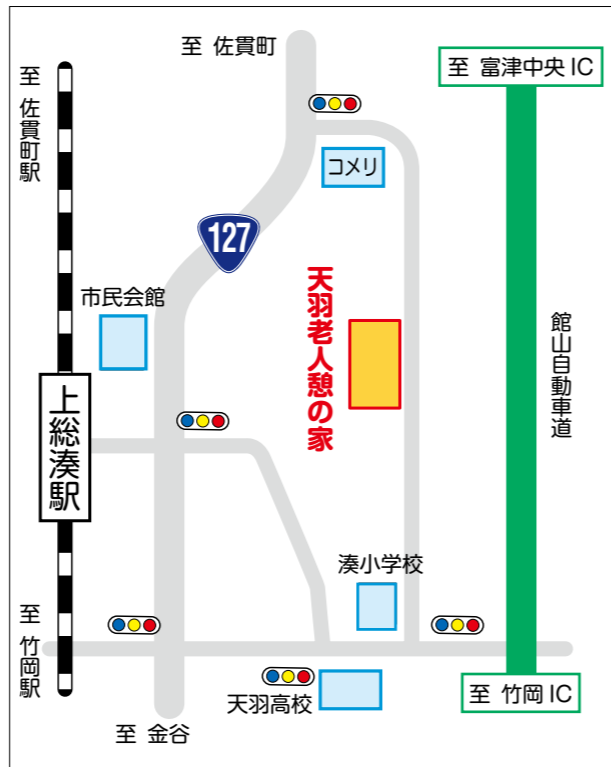
利用に際しての留意事項

- ①利用の際に飲酒はご遠慮ください。
- ②管理人がおりますが、利用される場合の用意や片づけ・掃除は利用される方をお願いしております。



■天羽老人憩の家案内図

住所 富津市岩坂487-5 TEL/FAX 0439-67-2801



高齢者生きがい事業

内容

市内に住んでいる高齢者が補助的・短期的な就労を通じて自己の経験、能力、希望を生かして社会参加をはかり、働く機会を得て、自らの生きがいを高めるとともに、福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

会員登録について

市内在住で、会社などを定年で退職されたりして、第一線から退いたものの、まだまだ体も健康で、働いてみたい方。経験と能力を社会に生かしてみませんか。

個人宅や会社所有敷地の草刈・植木の剪定・草取のような、単発的なご依頼を多く請けています。あくまで、「生きがい」として活動していますので、定期的な収入や就労の保証を望むものではありません。ご理解の上で、登録をご検討ください。

仕事の依頼について

補助的・短期的な就労を希望する高齢者に地域社会から仕事を引き受け、それを会員に提供するという仕組みになっています。

例えば、忙しくて庭や土地の手入れまで行き届かない方、農業を営んでいて苗植えや収穫時など、短期間ながら人手が欲しい方、といったちょっとした仕事けれども人を雇うような規模ではないものがありましたら、ご連絡ください。

事業所の社員と混在して就業することや、発注者の指揮命令の下で就業する仕事は、お引き受けしておりません。(パート・アルバイト人員の代替ではありません。)

●高齢者生きがい事業 依頼主用 単価表

平成26年4月1日現在

作業種類	単価(1日分) (全て燃料代込みの単価です。)	備考
草刈	8,800円	草刈機を用いた草刈り作業
植木の手入れ		樹木の伐採含む
一般作業	6,600円	溝掃除・大工 塗装・土木 重労働とみなす作業等
草取		鎌等を使った手作業での草取り作業
軽作業	6,600円	軽作業とみなす作業等
農作業	6,600円	軽度な収穫作業等
	7,480円	搬入・収穫作業等
片付け	8,800円	稲刈り・重労働とみなす作業等
	2,200円	軽トラック1台につき

左記の単価表は、主な作業の一覧です。該当しないものは、ご相談となります。



- ①会員資格 市内在住の概ね60歳以上の方
- ②会員申込 入会申込書・証明写真2枚(3cm×2.5cm)・入会金800円
- ③作業内容 草刈・草取・植木の剪定伐採・農作業・家の掃除・溝掃除・簡単な大工仕事(棚づくりやトタンの張り直し)等。
(草刈機や大工道具等、作業に必要な道具は会員が持参する形になります)
- ④作業時間 基本1日8時間[内容により4時間以上]
- ⑤保険加入 傷害保険・賠償保険に加入
- ⑥配分金 月末締めで、翌月15日支払い

- ①作業発注 当協議会へ直接または、電話(☎87-9611)でお申し込みください。担当が現場を確認に伺います。
- ②見積 現場確認にて、作業内容・場所・期間・人数など作業金額を見積します。高所作業や足場の不安定な現場、重量物運搬等作業内容によってはお引き受け出来ないこともあります。作業料には、会員への配分金、事務費、交通費等が含まれます。
- ③会員派遣 見積額や作業内容について承諾後、依頼内容に見合う会員を派遣し、作業を実施します。
- ④作業終了 会員からの作業日報を確認後、依頼者へ請負代金を請求します。
(依頼者に請求書が届くのは、実際に作業された月の翌月になります。)